

6-1 申告・課税状況

(1) 申告・課税状況(合計分)

区分	申告状況		課税状況	
	人員	金額	人員	金額
取得財産価額(本年分)	外 91,690	外 千円 345,391,738	外 75,594	外 千円 335,638,603
配偶者控除額	1,531	16,439,827	1,531	16,439,827
基礎、特別控除額	85,131	141,904,999	75,432	131,243,799
基礎、特別控除後の課税価格	/		69,500	187,954,977
贈与税額			69,500	41,260,255
外国税額控除額			6	4,432
医療法人持分税額控除額			1	160,395
差引税額			69,500	41,095,429
農地等納税猶予税額			2	79,603
株式等納税猶予税額			3	269,061
特例株式等納税猶予税額			130	7,279,822
医療法人持分納税猶予税額			-	-
事業資産納税猶予税額			2	20,775
納付税額			69,391	33,446,167
災害減免法第4条による免除税額	-	-		

調査対象等：「申告状況」は、令和2年中に財産の贈与を受けた者について、令和3年6月30日までの申告又は処理(更正、決定等)による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。  
「課税状況」は、令和2年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者(住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。)について、令和3年6月30日までの申告又は処理(更正、決定等)による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。  
2 人員について、(暦年課税分①)と(相続時精算課税分②)に重複する者があるため、①②の合計は(合計分)と一致しない。

申告・課税状況(暦年課税分①)

区分	申告状況		課税状況	
	人員	金額	人員	金額
取得財産価額(本年分)	86,654	千円 265,290,622	70,558	千円 255,537,486
内 特例贈与財産分	43,830	146,088,435	38,555	140,768,197
内 一般贈与財産分	42,909	119,202,188	32,470	114,769,290
配偶者控除額	1,531	16,439,827	1,531	16,439,827
基礎控除額	80,250	88,275,000	70,558	77,613,800
基礎控除後の課税価格	/		68,953	161,483,859
贈与税額			68,953	35,966,032
外国税額控除額			6	4,432
医療法人持分税額控除額			1	160,395
差引税額			68,953	35,801,205

- 3 (暦年課税分①)の「取得財産価額(本年分)」の人員について、「内 特例贈与財産分」の人員と「内 一般贈与財産分」の人員に重複する者があるため、「内 特例贈与財産分」の人員と「内 一般贈与財産分」の人員の合計は「取得財産価額(本年分)」の人員と一致しない。

- 4 (相続時精算課税分②)の「申告状況」は、「課税状況」と一致するため記載を省略している(6-2、6-3において同じ)。

申告・課税状況(相続時精算課税分②)

区分	申告状況		課税状況	
	人員	金額	人員	金額
取得財産価額(本年分)	人	千円	人	千円
特別控除額	5,239	80,101,116	5,074	53,629,999
特別控除額後の課税価格	585	26,471,118	585	5,294,224
贈与税額	585	5,294,224	-	-
外国税額控除額	-	-	585	5,294,224
差引税額	585	5,294,224	-	-

(参考1) 住宅取得等資金の非課税制度の状況

区 分	人 員	金 額
	人	千円
住宅取得等資金の金額	8,379	101,815,799 104,914,422

調査対象等： 令和2年中に財産の贈与を受けた者について、令和3年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「金額」欄の「内」は、非課税の適用を受けた金額を示す。

(参考2) 教育資金の非課税制度の状況

区 分	人 員	金 額
	人	千円
非課税抛出资额	4,088	33,104,891
教育資金支出額 (管理契約終了分)	1,287	8,261,060

調査対象等： 令和2年中に財産の贈与を受けた者等について、「非課税抛出资额」を「教育資金非課税申告書」等に基づいて作成した。

令和2年中に教育資金管理契約が終了した者について、「教育資金支出額」を「教育資金管理契約の終了に関する調書」に基づいて作成した。

(参考3) 結婚・子育て資金の非課税制度の状況

区 分	人 員	金 額
	人	千円
非課税抛出资额	62	342,000
結婚・子育て資金支出額 (管理契約終了分)	41	150,980

調査対象等： 令和2年中に財産の贈与を受けた者等について、「非課税抛出资额」を「結婚・子育て資金非課税申告書」等に基づいて作成した。

令和2年中に結婚・子育て資金管理契約が終了した者について、「結婚・子育て資金支出額」を「結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書」に基づいて作成した。

(2) 課税状況の累年比較  
(合計分)

区 分	取 得 財 産 価 額				納 付 税 額	
	申 告 状 況		課 税 状 況		人 員	金 額
	人 員	金 額	人 員	金 額		
	人	千円	人	千円	人	千円
平成 28 年 分	99,004	367,932,836	82,376	356,984,196	75,111	40,573,113
平成 29 年 分	97,340	347,720,795	80,869	336,684,919	73,975	35,645,401
平成 30 年 分	93,954	356,515,377	77,766	345,740,243	71,040	38,785,477
令和 元 年 分	93,603	372,538,847	77,075	362,047,841	70,240	40,306,796
令和 2 年 分	91,690	345,391,738	75,594	335,638,603	69,391	33,446,167

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況(合計分)」を累年比較したものである。

(暦年課税分①)

区 分	暦 年 課 税 分 額					
	取 得 財 産 価 額		内 特 例 贈 与 財 産 分		内 一 般 贈 与 財 産 分	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円	人	千円
平成 28 年 分	76,739	272,964,636	40,936	139,763,481	36,193	133,201,155
平成 29 年 分	75,320	256,724,098	40,264	132,628,951	35,511	124,095,147
平成 30 年 分	72,382	265,947,953	38,854	130,532,575	33,960	135,415,378
令和 元 年 分	71,604	268,027,667	39,010	146,151,588	33,052	121,876,079
令和 2 年 分	70,558	255,537,486	38,555	140,768,197	32,470	114,769,290

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況(暦年課税分①)」の「課税状況」欄を累年比較したものである。

(相続時精算課税分②)

区 分	相 続 時 精 算 課 税 分 額	
	人 員	金 額
	人	千円
平成 28 年 分	5,856	84,019,560
平成 29 年 分	5,742	79,960,821
平成 30 年 分	5,568	79,792,290
令和 元 年 分	5,687	94,020,174
令和 2 年 分	5,239	80,101,116

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況(相続時精算課税分②)」の「課税状況」欄を累年比較したものである。

## (3) 課税状況における申告又は処理の別

区 分		取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
		人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	申 告 額	75,586	337,282,495	69,376	34,339,336
	修正申告による増差額	84	192,304	106	51,272
	更正による増差額	1	1,276	-	-
	更正等による減差額	28	△ 1,837,473	30	△ 944,441
	決 定 額	-	-	-	-
	計	実 75,594	335,638,603	実 69,391	33,446,167
過 年 分	申 告 額	3,073	12,816,178	2,851	1,670,685
	修正申告による増差額	393	1,012,794	427	216,053
	更正による増差額	2	4,683	1	272
	更正等による減差額	248	△ 939,343	255	△ 168,221
	決 定 額	11	32,353	11	2,322
	計	実 3,450	12,926,666	実 3,256	1,721,112
合 計	申 告 額	78,659	350,098,673	72,227	36,010,021
	修正申告による増差額	477	1,205,099	533	267,325
	更正による増差額	3	5,959	1	272
	更正等による減差額	276	△ 2,776,815	285	△ 1,112,661
	決 定 額	11	32,353	11	2,322
	計	実 79,044	348,565,268	実 72,647	35,167,279

調査対象等： 「本年分」は、令和2年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、令和3年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、令和元年以前に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、令和2年7月1日から令和3年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

## (4) 税務署別課税人員

税務署名	課税状況	
	人員	
		人
大津	1,069	
彦根	417	
長浜	347	
近江八幡	516	
草津	1,138	
水口	300	
今津	66	
滋賀県計	3,853	
上京	1,207	
左京	1,175	
中京	808	
東山	580	
下京	826	
右京	2,032	
伏見	987	
福知山	186	
舞鶴	100	
宇治	1,741	
宮津	85	
園部	261	
峰山	86	
京都府計	10,074	
大阪福島	509	
西港	642	
天王寺	301	
浪速	867	
西淀川	260	
東成	203	
生野	276	
旭	287	
城東	703	
阿倍野	854	
住吉	878	
住吉	847	
東住吉	1,203	
西成	155	
東淀川	878	
北淀	427	
大淀	458	
東淀	628	
南淀	307	
堺	3,058	
岸和田	812	
豊能	4,147	
吹田	2,542	
泉大津	1,047	
枚方	2,171	
茨木	2,564	
八尾	1,642	
泉佐野	618	
富田	1,613	
門真	1,206	
東大阪	1,593	
大阪府計	33,696	

税務署名	課税状況	
	人員	
		人
灘	615	
兵庫庫	1,106	
長田	190	
須磨	1,123	
神戸	713	
姫路	1,902	
尼崎	1,306	
明石	1,660	
西宮	4,326	
洲本	329	
芦屋	2,773	
伊丹	1,282	
相生	287	
豊岡	199	
加古川	936	
龍野	346	
西脇	149	
三木	255	
社	382	
和田山	105	
柏原	212	
兵庫県計	20,196	
奈良良	2,945	
葛城	1,732	
桜井	395	
吉野	83	
奈良県計	5,155	
和歌山	1,229	
海南	207	
御坊	160	
田辺	291	
新宮	134	
粉河	461	
湯浅	138	
和歌山県計	2,620	
総計	75,594	

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況(合計分)」の「課税状況」欄にある「取得財産価額(本年分)」の人員を税務署別に示したものである。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	-	-	183	3,844	-	-
過 年 分	54	4,368	1,277	146,000	3	6,994
合 計	54	4,368	1,460	149,843	3	6,994

(注) 調査対象等は、「(3) 課税状況における申告又は処理の別」と同じである。

## 6-2 贈与財産価額階級別

(1) 取得財産価額階級別状況（合計分）

取得財産価額階級	申告状況		
	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
150 万円以下	人 40,292	千円 38,689,338	
150 万円超	8,263	15,417,836	
200 "	23,193	68,141,716	
400 "	11,403	59,175,867	
700 "	3,765	31,879,448	
1,000 "	3,337	46,091,050	
2,000 "	876	20,941,334	
3,000 "	265	10,023,661	
5,000 "	155	10,904,288	
1 億円超	114	18,607,930	
3 "	16	6,074,420	
5 "	9	5,516,836	
10 "	5	7,679,008	
20 "	3	7,905,287	
30 "	-	-	
50 "	-	-	
合 計	91,696	347,048,019	

取得財産価額階級	課税状況		
	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
150 万円以下	人 24,182	千円 28,923,815	千円 237,026
150 万円超	8,263	15,417,836	625,552
200 "	23,193	68,141,716	4,232,335
400 "	11,403	59,175,867	5,503,028
700 "	3,765	31,879,448	3,597,374
1,000 "	3,337	46,091,050	4,405,019
2,000 "	876	20,941,334	1,761,226
3,000 "	265	10,023,661	1,932,491
5,000 "	155	10,904,288	2,015,500
1 億円超	114	18,607,930	3,707,572
3 "	16	6,074,420	1,173,318
5 "	9	5,516,836	1,142,924
10 "	5	7,679,008	1,823,880
20 "	3	7,905,287	2,182,091
30 "	-	-	-
50 "	-	-	-
合 計	75,586	337,282,495	34,339,336

調査対象等： 「申告状況」は令和2年中に財産の贈与を受けた者について、令和3年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

「課税状況」は、令和2年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、令和3年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 「6-1 申告・課税状況」と「6-2 贈与財産価額階級別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

(2) 取得財産価額階級別状況（暦年課税分及び相続時精算課税分）

取得財産価額階級	申告状況			
	暦年課税分		相続時精算課税分	
	人 員	取得財産価額	人 員	取得財産価額
150 万円以下	40,149	38,541,595		
150 万円超	8,141	15,200,515		
200 "	22,553	66,208,190		
400 "	10,323	53,298,576		
700 "	2,828	23,712,531		
1,000 "	2,016	27,232,363		
2,000 "	416	9,760,389		
3,000 "	130	4,899,600		
5,000 "	60	4,092,453		
1 億円超	51	9,064,399		
3 "	5	1,901,168		
5 "	6	3,688,981		
10 "	4	6,527,368		
20 "	1	2,902,600		
30 "	-	-		
50 "	-	-		
合 計	86,683	267,030,730		

取得財産価額階級	課税状況			
	暦年課税分		相続時精算課税分	
	人 員	取得財産価額	人 員	取得財産価額
150 万円以下	24,039	28,776,071	237	234,087
150 万円超	8,141	15,200,515	145	257,790
200 "	22,553	66,208,190	698	2,101,460
400 "	10,323	53,298,576	1,103	6,000,124
700 "	2,828	23,712,531	952	8,292,086
1,000 "	2,016	27,232,363	1,308	18,704,956
2,000 "	416	9,760,389	465	11,276,544
3,000 "	130	4,899,600	137	5,209,226
5,000 "	60	4,092,453	95	6,828,076
1 億円超	51	9,064,399	61	9,374,060
3 "	5	1,901,168	10	3,774,799
5 "	6	3,688,981	3	1,809,755
10 "	4	6,527,368	1	1,151,640
20 "	1	2,902,600	2	5,002,687
30 "	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-
合 計	70,573	257,265,206	5,217	80,017,289

(注) 人員について、暦年課税分と相続時精算課税分に重複する者があるため、(2)の合計は(1)と一致しない。



6-3 贈与財産種類別

受贈人員、取得財産価額（その1）

取得財産等の種類		申告状況			
		暦年課税分		相続時精算課税分	
		人員	取得財産価額	人員	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	330	1,021,083		
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	139	223,132		
	宅地（借地権を含む。）	8,639	34,703,089		
	山林	240	276,627		
	その他の土地	668	2,022,515		
	計	実 9,684	38,246,447		
家屋、構築物		4,402	9,378,661		
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	25	42,997		
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	8	23,698		
	売掛金	4	12,850		
	その他の財産	387	820,021		
	計	実 421	899,566		
有価証券	株式及び出資	15,688	67,626,415		
	公債及び社債	174	585,371		
	投資・貸付信託受益証券	335	1,446,476		
	計	実 16,092	69,658,262		
現金、預貯金等		54,446	128,705,813		
家庭用財産		50	89,397		
その他の産	生命保険金等	1,619	4,754,580		
	立木	24	15,246		
	その他	5,794	15,282,758		
	計	実 7,414	20,052,584		
合計		実 86,683	267,030,730		

調査対象等： 「申告状況」は令和2年中に財産の贈与を受けた者について、令和3年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

- (注) 1 「6-1 申告・課税状況」と「6-3 贈与財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。  
 2 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

受贈人員、取得財産価額（その2）

取得財産等の種類		課税状況					
		暦年課税分		相続時精算課税分			
		人員	取得財産価額	人員	取得財産価額		
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	人	千円	人	千円		
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	296	997,197	70	459,782		
	宅地（借地権を含む。）	120	214,575	33	143,298		
	山林	8,061	34,174,342	2,843	25,471,619		
	その他の土地	198	260,089	58	49,902		
	計	602	1,966,956	107	859,433		
家屋、構築物		実	8,975	37,613,159	実	2,973	26,984,034
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品		4,231	9,286,681		2,146	5,643,955
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等		25	42,997		7	31,172
	売掛金		8	23,698		3	15,883
	その他の財産		3	11,750		1	547
	計	実	301	729,148	実	1	4,245
有価証券	株式及び出資	実	334	807,593	実	8	51,847
	公債及び社債		13,197	65,209,529		468	28,960,998
	投資・貸付信託受益証券		167	578,051		7	38,375
	計	実	328	1,438,897	実	15	122,710
現金、預貯金等			13,588	67,226,478		477	29,122,083
家庭用財産			42,682	123,240,207		1,573	17,050,622
その他の財産	生命保険金等		46	84,997		-	-
	立木		1,547	4,683,813		43	341,617
	その他		18	13,382		3	1,214
	計	実	4,871	14,308,897	実	106	821,918
合計		実	6,413	19,006,092	実	151	1,164,748
合計		実	70,573	257,265,206	実	5,217	80,017,289

調査対象等： 「課税状況」は令和2年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）について、令和3年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 1 「6-1 申告・課税状況」と「6-3 贈与財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

2 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。